

委員会設置要綱／委員名簿

清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づき、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、清須市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について総合的調整を行う。

- (1) 緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関すること。
- (2) 前2号に掲げるもののほか、緑の基本計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (3) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から緑の基本計画の策定が完了するまで日までとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年清須市条例第42号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後、初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成30年3月30日告示第8号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

清須市緑の基本計画策定委員会委員名簿（敬称略）

No.	区分	氏名	所属団体等	備考
1	1号	千頭 聰	日本福祉大学 教授	学識経験者
2	2号	山田 宗宏	清須市商工会 会長	産業関係団体の代表者
3	2号	中西 奈美	清須企業懇話会 代表幹事 (株式会社明電舎名古屋事業所 名古屋事業所長)	産業関係団体の代表者
4	2号	後藤 鈴明	観光協会会长	市内の公共的団体の役員又は職員
5	2号	伊藤 正敏	都市計画審議会及び 農業委員会委員	都市計画審議会及び 農業委員会委員
6	2号	松岡 繁紀	アダプト団体代表 (青空の会・土田黄金の会)	市内の公共的団体の役員又は職員
7	2号	小出 美佐子	子ども会常任顧問	市内の公共的団体の役員又は職員
8	3号	本間 一司	国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所 流域治水課 課長	行政機関の代表者
9	3号	湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	行政機関の代表者
10	3号	水谷 由紀子	愛知県尾張建設事務所 都市施設整備課 課長	行政機関の代表者